

政令第五十五号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲者等の就学」を「保護者及び視覚障害者等の就学」に、「盲者等の心身の故障」を「視覚障害者等の障害」に改める。

第五条第一項中「、盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同項第一号中「盲者（強度の弱視者を含む。）、聾^{ろう}者（強度の難聴者を含む。）」を「視覚障害者、聴覚障害者」に、「心身の故障」を「障害」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同項第二号中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第六条第一号中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第六条の二第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「盲者等」を「視覚障害者等」に改め、同条第二項中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第六条の三第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第六条の四、第九条第一項及び第十条中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第一章第三節の節名を次のように改める。

第三節 特別支援学校

第十一条の前の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条の二中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条の三及び第十二条第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に改める。

第十二条の二第一項中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第十四条の前の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条第一項及び第二項中「盲学校、

聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十五条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「指定した学校」を「指定した特別支援学校」に改める。

第十六条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「学校が」を「特別支援学校が」に、「当該学校」を「当該特別支援学校」に改める。

第十八条中「盲者等」を「視覚障害者等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「当該学校」を「当該特別支援学校」に改める。

第一章第三節の二の節名を次のように改める。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第十八条の二の見出しを削り、同条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、「ときは、」の下に「その保護者及び」を加え、「心身の故障」を「障害」に改める。

第十九条及び第二十条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第二十二条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二条の三の見出しを削り、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校に就学させるべき盲者、聾者又は」を「法第七十一条の四の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、」に、「若しくは」を「又は」に、「の心身の故障」を「の障害」に改め、同条の表中「心身の故障」を「障害」に、「盲者」を「視覚障害者」に、「聾者」を「聴覚障害者」に改める。

第二十三条第一号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第六号から第八号までの規定中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第九号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十五条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十六条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」及び「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十七条中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」及び「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十七条の二第一項第二号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第四号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「当該学校の」を「当該特別支援学校の」に改め、同項ただし書中「当該学校」を「当該特別支援学校」に、「肢体不自由の」を「視覚障害者である」に、「知的障害の」を「聴覚障害者である児童等、知的障害者である児童等、肢体不自由者である」に、「病弱(身体虚弱)」を「病

弱者（身体虚弱者）に、「の児童等の二以上を就学させる養護学校」を「である児童等の二以上に対する教育を行うもの」に改め、同項の表盲学校の小学部及び中学部の項中「盲学校」を「視覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同表聾学校の小学部及び中学部の項中「聾学校」を「聴覚障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部</p>	<p>一学級から三学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上</p>	<p>1,903平方メートル 2,163平方メートル+260平方メートル×(排数-4) 3,463平方メートル+200平方メートル×(排数-9) 5,263平方メートル+145平方メートル×(排数-18)</p>
--	---	--

第七条第二項の表肢体不自由の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「肢体不自由の児童等を就学させる養護学校」を「肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め

、同表知的障害の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項を削り、同表病弱の児童等を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「病弱の児童等を就学させる養護学校」を「病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同条第三項ただし書中「肢体不自由の児童等、知的障害の児童等又は病弱の児童等の二以上を就学させる養護学校（知的障害の児童等及び病弱の児童等を就学させる養護学校を除く。）」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同項の表中「盲学校、聾学校、知的障害の児童等を就学させる養護学校及び病弱の児童等を就学させる養護学校」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に、「肢体不自由の児童等を就学させる養護学校」を「肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

第八条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に、「肢体不自由の」を「肢体不自由者である」に改め、同条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校（次項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を除く。）の寄宿舎に収容する児童又は生徒の数（盲学校、聾学校及び養護学校にあつては、児童等の数とする。以下この項において同じ。）」を「の寄宿舎に収容

する生徒の数又は特別支援学校（次項に規定する特別支援学校を除く。）の寄宿舎に收容する児童等の数」に改め、同項の表重複障害児童等以外の児童又は生徒（肢体不自由の児童又は生徒を除く。）をその寄宿舎に收容する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の小学部及び中学部の項及び肢体不自由の児童若しくは生徒又は重複障害児童等をその寄宿舎に收容する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の小学部及び中学部の項中「肢体不自由の」を「肢体不自由者である」に、「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「^五歳以上十歳未満の児」を「^五歳以上の児」に改め、同条第三項中「生徒及び」を「生徒（肢体不自由者である児童又は生徒を除く。）及び肢体不自由者である児童又は生徒をその寄宿舎に收容する特別支援学校並びに重複障害児童等以外の児童又は生徒（肢体不自由者である児童又は生徒を除く。）及び」に、「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「面積及び」を「面積並びに」に、「当該学校」を「これらの特別支援学校」に改める。

附則第二項（見出しを含む。）中「養護学校」を「養護特別支援学校」に改める。

（国民生活金融公庫法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

- 一 国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）第一条第二号
- 二 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第六条の六第六号
- 三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）第四条第一号
- 四 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第三十九条の二第二項
- 五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第

五条第一号

（道路運送車両法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

- 一 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条
- 二 地方財政再建促進特別措置法施行令（昭和三十年政令第三百三十三号）第十二条の二
- 三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）

第二条第一号

四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第二号

五 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

（統計報告調整法施行令等の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

一 統計報告調整法施行令（昭和二十七年政令第三百九十六号）第一条第一号

二 駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第七条第一項第一号ハ

三 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二十六条の三第一項

四 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）第八条の表脱脂粉乳

の項

五 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四

号）第六条第二号

(消防法施行令等の一部改正)

第六条 次に掲げる政令の規定中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）別表第一(六)の項ハ

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一号又(4)

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条第十号ニ

(地方自治法施行令の一部改正)

第七条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七条第一項第一号中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を、「社会教育法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七号）」を加える。

第七百七十四条の五十第一項第八号ハ中「、小学校、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は小学校」に改め、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の

次に次の一号を加える。

十七 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の校長、教諭及び養護教諭

第七十四号の五十第三項第十九号中「まで」の下に「及び第十七号」を加え、同項第二十号中「及び同法」を「並びに」に改め、「盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校」を削り、「をいう」を「並びに学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の助教諭、養護助教諭及び常時勤務に服することを要する講師をいう」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第八条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四号中「養護学校」を「特別支援学校」に、「第七十五条第二項」を「第七十五条第三項」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第九条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「次条に」を「次条及び附則第二項第二号に」に改める。

第九条第二項中「、盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「の盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「の特別支援学校」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立の学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要があると認めるもの

三 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条又は第五条の規定により任期を定めて採用された者

(産業教育振興法施行令の一部改正)

第十条 産業教育振興法施行令(昭和二十七年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正)

第十一条 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百二十八 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第六十五号)第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所(平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。)

第九条の四に次の一号を加える。

四十五 放送大学学園

(職業安定法施行令の一部改正)

第十二条 職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正）

第十三条 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令（昭和二十八年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校（当該学校）」を「特別支援学校（当該特別支援学校）」に、「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校に」を「ものに」に改め、同項ただし書中「心身の故障」を「障害」に改め、同条第五項中「第二項本文」を「第三項本文」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「行なう」を「行う」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「養護学校の」を「特別支援学校の」に、「養護学校が肢体不自由の」を「特別支援学校が視覚障害者である児童及び生徒、聴覚障害者である児童及び生徒、知的障害者である」に、「知的障害の」を「肢体

不自由者である」に、「病弱（身体虚弱を含む。以下同じ。）の」を「病弱者である」に、「を就学させるもの」を「に対する教育を行うもの」に、「並びに病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校を除く」を「に対する教育を行う特別支援学校に限る」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級を」を「特別支援学級を」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第三号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により特別支援学校の幼稚部又は高等部の校舎に係る工事費を算定する場合において、当該特別支援学校が視覚障害者である幼児若しくは生徒、聴覚障害者である幼児若しくは生徒、知的障害者である幼児若しくは生徒、肢体不自由者である幼児若しくは生徒又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である幼児若しくは生徒の二以上に対する教育を行うものであるときは、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した面積を別表第一に定める児童等一人当たりの基準面積とみなして工事費を算定するものとする。

第五条第一項中「基準額」の下に「（当該学校が視覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下この項及

び別表第二において「幼児等」という。）及び聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校である場合にあっては、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるところにより計算した額）を加え、「行なう」を「行う」に、「こうむつた」を「被つた」に改める。

別表第一中「盲学校」

を

「視覚障害者である幼児又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」

に、

「聾学校」

を

「聴覚障害者である幼児又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」

に

養護学校	
高等部	幼稚部
四七・七三平方メートル 肢体不自由の生徒にあつては四四・二五平方メートル、知的障害の生徒にあつては三七・三一平方メートル、病弱の生徒にあつては三六・一五平方メートル	

を

知的障害者で

を行う特別支 に対する教育 幼児又は生徒 病弱者である	幼児又は生徒 病弱者である	特別支援学校 教育を行う	肢体不自由者 である幼児又 は生徒に対す	別支援学校 教育を行う特	ある幼児又は 生徒に対する
高等部	幼稚部	高等部	幼稚部	高等部	幼稚部
<p style="text-align: center;">三六・一五平方メートル</p>	<p style="text-align: center;">四七・七三平方メートル</p>	<p style="text-align: center;">四四・二五平方メートル</p>	<p style="text-align: center;">四七・七三平方メートル</p>	<p style="text-align: center;">三七・三一平方メートル</p>	<p style="text-align: center;">四七・七三平方メートル</p>

に、

援学校

「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一の二盲学校の小学部及び中学部の項中「盲学校」を「視覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同表聾学校の小学部及び中学部の項中「聾学校」を「聴覚障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同項の次に次のように加える。

知的障害者である児童及び生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級から二学級まで 四学級から八学級まで 九学級から十七学級まで 十八学級以上	1, 903千円 2, 163千円+260千円×(年級数-4) 3, 463千円+200千円×(年級数-9) 5, 263千円+145千円×(年級数-18)
--	---	---

別表第一の二肢体不自由の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「肢体不自由の」を「肢体不自由者である」に、「を就学させる養護学校」を「に対する教育を行う特別支援学校」に

改め、同表知的障害の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項を削り、同表病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「病弱の」を「病弱者である」に、「を就学させる養護学校」を「に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

別表第一の三盲学校、聾学校、知的障害の児童及び生徒を就学させる養護学校並びに病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「盲学校、聾学校、知的障害の」を「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である」に、「を就学させる養護学校並びに病弱の児童及び生徒を就学させる養護学校」を「に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同表肢体不自由の児童及び生徒を就学させる養護学校の小学部及び中学部の項中「肢体不自由の」を「肢体不自由者である」に、「を就学させる養護学校」を「に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

別表第二盲学校の項中「盲学校」を「視覚障害者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校」に改め、同表聾学校及び養護学校の項中「聾学校及び養護学校」を「聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である幼児等に対する教育を行う特別支援学校」に改める。

別表第三盲学校、聾学校及び養護学校の項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改

める。

(盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和二十九年政令第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令

第一条中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号。」に改め、同条第一号中「学校の種類別及び」を削り、同条第二号中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」を「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」に改める。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令(昭和二十九年政令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(理科教育振興法施行令の一部改正)

第十六条 理科教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「養護学校」を「知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

別表第一及び第二中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表第三中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同表の理科に関する教育のための設備の項中「聾学校」を「聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学

奨励に関する法律」に改め、同条第四十一号中「特殊教育就学奨励費交付金」を「特別支援教育就学奨励費交付金」に改める。

(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令の一部改正)

第十八条 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令(昭和三十三年政令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律施行令

本則中「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」を「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)」に、「盲学校、聾学校又は養護学校の」を「特別支援学校の」に改め、本則第一号中「盲学校、聾学校又は養護学校の」を「特別支援学校の」に改める。

(学校保健法施行令の一部改正)

第十九条 学校保健法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第八条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第九条第一項ただし書中「特殊教育諸学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

以下同じ。）を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改め、同条第二項及び第三項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第十一条中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表備考中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第二十条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第五条第二項第一号中「心身の故障」を「障害」に、「第七十五条」を「第七十五条第二項及び第三項

」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同項第五号中「聾^{ろう}学校」を「聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第七条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正)

第二十一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

別表第三第五号中「聾^{ろう}学校、養護学校」を「特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。)」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正)

第二十二条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第二

百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表二の項を次のように改める。

<p>二 特別支援学校の 高等部</p>	<p>普通教育を主とする学科（知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p> <p>保健医療に関する専門教育を主とする学科（視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p> <p>産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科（聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。）</p>	<p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数</p> <p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数</p> <p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に一を乗じて得た数</p>
------------------------------	--	--

第三条第二項の表三の項及び四の項を削る。

第四条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正)

第二十三条 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第三十七条関係)」に改め、同表盲学校の項中「盲学校」を「視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育(以下この表において「視覚障害教育」という。)を専ら行う特別支援学校」に改め、同表聾^{ろう}学校及び養護学校の項中「聾^{ろう}学校及び養護学校」を「聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である幼児、児童又は生徒に対する教育(以下この表において「聴覚障害等教育」という。)を専ら行う特別支援学校」に改め、同項の次に次のように加える。

視覚障害教育及び聴覚障害等教育を行う特別支援学校

一三、五〇〇円以上一四、五〇〇円

以下の範囲内で、文部科学大臣が財

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第三十七条関係）」に改め、同表盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校
の項中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の
一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正）

第二十五条 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学
校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。

（著作権法施行令の一部改正）

第二十六条 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「盲学校」を「特別支援学校（視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行うものに限る。）」に改める。

別表第三号を次のように改める。

三 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十七条 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）

第二十八条 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項第二号口中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「心身に故障」を「障害」に改める。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十九条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六条第二項中「盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）

第三十条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四号を次のように改める。

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

（教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三十一条 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正)

第三十二条 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成四年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校、」を削る。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正)

第三十三条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第三十四条 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第三百四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十の項中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に改め、同表の十二の項を次のように改める。

十二 削除

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第三十五条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第四号を次のように改める。

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

(産業技術力強化法施行令の一部改正)

第三十六条 産業技術力強化法施行令(平成十二年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。
別表第六号を次のように改める。

六 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正)

第三十七条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所法」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法」に改める。

別表独立行政法人国立特殊教育総合研究所の項を次のように改める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第十三条第一項	省令	項	計
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第十三条第一項	文部科学	同条第三	一般会

(沖繩振興特別措置法施行令の一部改正)

第三十八条 沖繩振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

別表第一の二十二の項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「(盲学校、聾学校及び養護学校)」を「(特別支援学校)」に改める。

(教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三十九条 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第三百三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この政令による改正後の」を削り、「第五号」を「第四号」に、「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正)

第四十条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「特殊教育諸学校(法第三条に規定する特殊教育諸学校をいう。以下同じ。)」を「特別支援学校」に改める。

第七条第四号、第十二条ただし書、第十八条及び別表備考中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正)

第四十一条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令(平成十六年政令第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「特殊教育諸学校教職員基礎給料月額」を「特別支援学校教職員基礎給料月額」に、「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改め、同条第十一号中「特殊教育諸学校教職員算定基礎定数」を「特別支援学校教職員算定基礎定数」に改める。

第二条第四号中「特殊教育諸学校教職員基礎給料月額」を「特別支援学校教職員基礎給料月額」に、「特殊教育諸学校教職員算定基礎定数」を「特別支援学校教職員算定基礎定数」に改め、同条第五号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四十二条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所」に改める。

(法務省組織令の一部改正)

第四十三条 法務省組織令(平成十二年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

(文部科学省組織令の一部改正)

第四十四条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第十一号中「盲学校、

聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第十六号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校

」を「及び特別支援学校」に改め、同条第二十三号中「盲学校」を「特別支援学校」に、「学科及び」を

「学科、」に、「並びに聾学校の」を「及び」に改める。

第三十五条第五号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第九号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三十六条第五号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三十九条第一号中「盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級」を「特別支援学校及び特別支援学

級」に改め、同条第四号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第七号中「盲学校」を「特別支援学校」に、「学科及び」を「学科、」に、「並びに聾学校の」を「及び」に改め、同条第八号中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

第四十条第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第二項第二号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(中央教育審議会令の一部改正)

第四十五条 中央教育審議会令(平成十二年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項第一号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(文部科学省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第四十六条 文部科学省独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表初等中等教育分科会の項中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改め、同条第三項中「前項」を「第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 平成十九年三月以前の月分の国民年金の保険料の納付に係る生徒又は学生の範囲については、第三条第二号の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算等の経過措置に関する政令の一部改正)

第四条 指定都市の設置する高等学校の定時制課程の校長等に係る退職年金及び退職一時金の基礎となるべ

き在職期間の通算等の経過措置に関する政令（昭和三十五年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条中「まで」の下に「及び第十七号」を加える。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の項を次のように改める。

義務教育諸学校の教科用 図書の無償措置に関する 法律施行令（昭和三十九 年政令第十四号）	第一条第一 項	理事長	理事長又は学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）の代表取締役若しくは代表執行役
義務教育諸学校の教科用	第一条第一	理事長	理事長又は学校設置非営利法人（構造改革特別区

第四条の表義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の項を次のように改める。

<p>法律施行令</p>	<p>図書の無償措置に関する</p>
<p>項</p>	<p>域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第 二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）の 代表権を有する理事</p>